

労働協約の「会議の非公開」について 一方的に認識を押し付けるな！ 認識の違いは団交で議論すべきだ！！

苦情処理会議の掲示内容について幹事間で協議

2月17日、2012年度賃金引き上げ、夏季手当、諸要求の第1回団体交渉終了後、会社から「幹事間で話がある」との申し出があり、大阪仕業検査車両所分会の『掲示』に対する取り扱いについて議論しました。

会社は、『掲示』に対して「苦情処理会議は非公開であり協約に反する」という主張をしました。しかし、組合は、「掲示の内容は苦情処理会議の公開にはあたらない」と見解の相違を主張しましたが、会社幹事は聞く耳を持たず、一方的に、「おかしい見解だ。そんなことならば今後のあり方を考える」と、居丈高に脅しのような主張を繰り返しました。

協約には「(苦情処理) 会議は原則として非公開とする…」としか書いてありません。あくまで、「会議は非公開」と謳っているだけなのだから、会議そのもの＝「場所」は非公開という解釈も成り立ちます。したがって組合は、議論の中で「公開か非公開の認識は、労使でお互い相違があって仕方がないのではないかと主張しましたが、「それでは困る…」と組合の意見を聞こうともせず、「苦情処理会議の内容は一言も漏れてはならない」ということが「非公開」であるという会社の主張を押しつけるだけでした。このような会社の傲慢な姿勢は、労働組合軽視のあらわれであり、労使関係を無視する行為であり絶対に許せません。

ところで、このように主張している会社も、裁判や労働委員会などでは苦情処理会議の内容を証拠類として提出したり証言をしています。「内容が一言も漏れてはならない」と主張するのであれば、裁判で明らかにする行為は、あきらかに「会議の非公開」に反する行為です。労働組合に対しては「会議の内容を漏らさないことが非公開の趣旨だ」と言いながら、自らは平気で裁判所などに苦情処理会議の内容を公開しています。こんな手前勝手な解釈は絶対に許せません。

したがって、会社に対して認識の違いをはっきりとさせるために、2月17日即刻申第25号で団体交渉の開催を申し入れました。

以下、主なやり取りと申し入れの内容です

会社：関西の苦情処理会議の掲示の話だが、前にも言ったが、内容を変えて、また繰り返しやられている。苦情処理会議で説明した理由がそのまま出されている。

会議の中でしか言っていないことが出されている。会議は非公開がルールだ。

組合：掲示は見たが、そのような認識にはない。むしろ会社が掲示に対して介入しているという認識だ。

会社：会社としては協約の遵守という部分で問題があると思っている。

組合：組合は問題があるという認識は全くない。苦情処理会議における「会議の非公開」の解釈について、そうは思っていない。

会社：会議で話していることを外に出すことは公開にあたると考えている。

組合：会社がどう認識しようが、組合はそのような認識ではない。

会社：あの掲示はあきらかに会議の中身を出している。

組合：議事録を全て公開しているわけではない。会社の事実と反する理不尽なボーナスカットの理由を社会的にあきらかにしているだけである。

会社：何であれが公開にならないのか。

組合：何であれが公開になるのか。

会社：会議そのものが非公開で、会議の中身を第三者に見せないということだ。

組合：掲示で出されていることはボーナスカットの理由だけだ。「会議は非公開」とあるのは認識しているが、「非公開」の中身について、今の会社の見解と我々の認識は違う。

会社：それはあなたの見解か。東海労本部としての見解か。

組合：本部の考えだ。

会社：組合は全てのやり取りを含めた物でなければ公開しても良いとの理解のようだが、会社は、会議の中で話をしたことを掲示やホームページで出すことは公開と理解する。

組合：それは会社の考えだ。組合はそうは解釈しない。

会社：それが本部としての見解でいいのであれば受け止める。それでいいのか。

組合：それでいい。掲示内容はボーナスカットの理由だけだ。こちらはそれを掲示しても会議の公開にはあたらないという認識だ。

会社：協約の解釈が間違っていると思う。

組合：会社の解釈が間違っている。あの掲示は公開ではない。公開についての認識の違いだ。公開にあたるのかあたらないのかということだ。

会社：公開しちゃダメだと書いてある。公開の認識にズレがあったら、会議の運営が適切にできなくなる。

組合：それは会社の考えだ。条文には非公開としか書いていない。公開にあたるのか、あたらないのかという見解の違いは出る。仕業検査車両所分会の掲示が「会議の非公開」に反するという認識にはない。組合は、掲示は公開にあたらないという考えだ。お互いの考えがあるのだから、そういう意見が出てもしようがないだろう。

会社：会社としては、あれが協約違反というか、協約遵守にあたる重要な部分だと思っているの。

組合：組合はそう思っていない。今後も組合側としてケース毎に判断していく。

申第25号「労働協約の解釈に対する団体交渉開催申し入れ」

労働協約の解釈に対する団体交渉の開催申し入れ

2月17日の団体交渉終了後、人事部勤労課石原担当課長から「関西地方本部大阪仕業検査車両所分会の『揭示』は、苦情処理会議の公開であり協約の遵守に反する」との指摘がなされ、その後幹事間において若干の協議を行った。その協議の中で、苦情処理会議の「非公開」ということをめぐる解釈の違いが浮き彫りとなり協議の争点となった。

JR東海労は揭示内容を確認した上で、「公開にはあたらない」との見解を明らかにしたが、会社は一方的に自らの解釈の押し付に終始し、協議は平行線をたどることとなった。

従って、あらためて苦情処理会議の「非公開」ということについて、以下の通り申し入れるので、速やかに団体交渉を開催し協議すること。

記

1. 労働協約第13章第1節第291条「会議の非公開」に対する会社の解釈・見解を明らかにすること。
2. 会社が裁判等において、苦情処理会議の内容を証拠類として提出したり、証言したりしているが、このことと「会議の非公開」との関係について見解を明らかにすること。
3. 労働協約の解釈をめぐり労使間で対立したときは、団体交渉を開催し十分協議を行う必要があると考えるが、見解を明らかにすること。
4. 1項から3項について、速やかに団体交渉を開催し協議すること。